

神戸港高潮災害防止対策支援事業 補助金交付要綱

平成 30 年 12 月 25 日 市長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、激甚化する台風による高潮被害に対し、国際戦略港湾である神戸港の港湾機能、物流機能の維持を目的に、臨港地区内の民間事業者が所有する土地及び建物等に対して、民間事業者が自ら施工する災害防止対策に係る経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1)臨港地区

神戸港内において港湾法第 2 条第 4 項で定める地区

(2)災害防止対策

台風による高潮の被災に対応するため行う災害防止対策

(補助要件)

第 3 条 補助金の交付申請は、1 敷地で保有する資産等に対して 1 度限りとする。

2 民間事業者が国又は地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の対象外とする。

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、神戸港臨港地区で営業活動を行っている者とする。

(補助事業)

第 5 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表 1 で定めるものとする。

(補助金)

第 6 条 補助金は、予算の範囲内で別表 1 で定める金額（1,000 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て）であり、補助事業費の 1/3 以内とする。ただし、1 敷地につき 10,000 千円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に定める書類を添えて、誓約書（様式第2号）とともに、平成32年2月29日までに、市長に提出しなければならない。なお、1敷地1申請とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金規則第6条で定める補助金の交付を決定し、速やかに、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請事業者に通知する。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金を交付することが不適当と認めるときは、速やかに補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請事業者に通知する。

(交付の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金規則第7条第1項第1号に定める承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同項第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第6号）を、同項第3号に掲げる指示を受けようとするときは、補助事業未完了申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）、補助事業中止承認通知書（様式第9号）又は補助事業未完了指示書（様式第10号）により、速やかに補助事業者に通知する。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき、速やかに補助事業実績報告書（様式第11号）に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合、報告書等の書類審査や必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、適合すると認めるときは、補助金規則第16条に基づき補助金交付額を確

定し、補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、速やかに当該補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 13 条 前条の補助事業者は、補助金請求書（様式第 13 号）を速やかに市長に提出し、この請求に対し、市長は 30 日以内に補助事業者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させる。

（関係書類の整備）

第 15 条 補助事業者は、対象事業に係る経理の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 8 条の通知を受けた日から 10 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 16 条 補助事業者は補助事業により効用の増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 次の各号の一に該当するときは、前項の規定は適用しない。

- (1) 補助事業者が交付を受けた補助金の全額に相当する金額を市に返還したとき
- (2) 当該財産が災害により損壊したとき
- (3) 補助事業完了後 10 年を経過したとき
- (4) 市長が特に認めたとき

（改築等の申請等）

第 17 条 別表 1 で定める補助事業を実施する補助事業者のうち、市と土地賃貸借契約を締結している者については、別に当該契約で定める改築等の申請又は届出を行わなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、この要綱で定める交付の決定の際に付した条件、関係書類の整備、財産処分の制限を除き、平成32年3月31日限り、効力を失う。

(補助金交付申請等の特例)

第3条 平成30年9月4日以降に、この要綱に定める補助事業に係る工事に着手した補助事業者は、補助金の交付を申請することができる。この場合において、補助事業が完了している者は、第7条の規定にかかわらず、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第15号)に定める書類を添えて、誓約書(様式第16号)とともに平成32年2月29日までに市長へ提出しなければならない。また、現に補助事業を行っている者は、第7条の規定を準用する。

2 市長は、補助事業が完了している者から前項による申請があったときは、補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第17号)又は補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに当該補助事業者に通知する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号別記(既設建築物の床の嵩上げ)(止水板の設置)(電気設備の移設等)、様式第15号別記(既設建築物の床の嵩上げ)(止水板の設置)(電気設備の移設等)による用紙は、当分の間、なお使用することができる。